

令和7年度 一宮市営住宅入居者募集総合案内書

受付場所・時間

受付場所 (申込書の郵送先)	〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号（一宮市役所本庁舎7階） 市営住宅管理事務所 TEL（0586）28-8649〔直通〕
受付時間	午前8時30分～午後5時00分 （土・日・祝日・年末年始を除きます。） （注）常時募集の受付開始日については、6ページをご確認ください。

常時募集は郵送不可

募集方法

区分	募集時期及び方法
定期募集 (抽 選)	5月・9月・1月（募集概要については、5月・9月・1月の広報に掲載） 募集住宅から1部屋を選択して申込み、部屋ごとに抽選 （入居時期の指定はできません。）
常時募集 (先着順)	定期募集で申込みのなかった住宅を先着順で受付します。 年3回の定期募集（抽選日）以降に受付を開始します。詳細は、各募集時の定期募集案内に掲載します。（前年度分は、受付中です。）

マイナンバーについて

- ① 市営住宅の入居申込には、申込家族全員（婚約者を含む。）のマイナンバーの提出が必要です。
- ② マイナンバーの提出により、入居資格審査に必要な書類が一部省略できます。

申込みされる際、この案内書をよくお読みのうえ申込資格（詳細は2・3ページ）等をご確認いただき、「市営住宅入居申込書」に記入し提出してください。

一宮市／愛知県住宅供給公社

（切り取ってご使用ください）

〒491-8501
一宮市本町2丁目5番6号
一宮市役所本庁舎7階
一宮市営住宅管理事務所 行

申込資格 【申し込む際に必ずお読みください】

- 以下の条件をすべて満たしていることが必要です。
- ご不明な点は、市営住宅管理事務所までご確認ください。

① 申込者が一宮市内に住所を有し、又は一宮市内の事業所に勤務していること。

② 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

- ① 申込者及び同居予定者の中に持家（自家所有者）のある方がいる場合は申込みできません。ただし、次のいずれかに該当する方は申込みできます。
- △ 老朽化している住宅で、入居資格審査までに解体契約を交わし、入居指定日から1か月以内に解体し、建物の滅失登記を申請したことがわかるものが提出できる方
 - △ 売却や競売等により、持家（自家所有者）でなくなる方で、**入居資格審査までに売買契約書または持家を手放したことを証明できる書類**の提出ができる方
- ② 現在公営住宅（県営・市営住宅等）に入居されている方は、一定の場合を除き申込みできません。

③ 現に同居し、又は同居しようとする親族（内縁関係にある方、及び婚約者を含む。）がいること。
（④単身者申込みの場合を除く。）

- ① 不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び税法上の扶養関係がない親族等で構成された世帯は申込みできません。
- × 兄弟姉妹（両親死亡の場合を除く。）での申込み
 - × 他の人に扶養義務のある親族と同居する申込み
 - × 祖父母と扶養関係のない孫との申込み
 - × おじ、甥、いとこ等との申込み
 - × 友人・知人同士での申込み
 - × 単身赴任をしている夫を除いての申込み
 - × 別居中で夫または妻を除いての申込み
- △ 離婚予定での申込みの場合は、入居資格審査までに離婚が成立したことが分かる書類（戸籍謄本など）が提出できないときは失格となります。
- ② 婚約中で申し込む場合は、婚約証明書が必要です。この場合は、入居資格審査までに婚姻していない場合は失格となります。
- ③ 出生や死亡の場合を除き、申込後の同居親族の変更や婚約者の変更があった場合は、申込みを無効とします。
- ④ 内縁関係にある方で、住民票に「夫（未届）、妻（未届）」と記載されており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できる方は申込みできます。
- ⑤ 愛知県ファミリーシップ宣誓制度に基づく宣誓書受理証明書または宣誓受理証明カード、もしくは一宮市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に基づく宣誓書受領証または宣誓書受領カードをお持ちの方は申込みできます。

④ 単身者の方は、8ページにおける募集住宅一覧表の「単身」の欄に○が付いている住宅に申込みできます。

1 次のいずれかに該当すること。

- △ 申込日現在で満60歳以上の方
- △ 生活保護を受けている方、又は中国残留邦人等で支援給付を受けている方
- △ 身体障害者（1級から4級までの障害のある方）
- △ 精神障害者（1級から3級までの障害のある方）
- △ 知的障害者（A判定からC判定までの障害のある方）
- △ 戦傷病者（恩給法の特別項症から第6項症までの方と第一款症の障害のある方）
- △ 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方）
- △ 引揚者（海外から引き揚げて5年を経過していない方）
- △ ハンセン病療養所入所者等（平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所又は私立ハンセン病療養所に入所していた方）
- △ DV被害者の方
 - ・ 配偶者暴力防止等法の一時保護の方
 - ・ 配偶者暴力防止等法の規定による女性自立支援施設における保護終了から5年未満の方
 - ・ 児童福祉法の規定による母子生活支援施設における保護終了から5年未満の方
 - ・ 裁判所に保護命令の申立てを行い、その効力を生じた日から5年未満の方

2 日常生活に支障のない程度に健常であること、又は介護が必要であって常時介護を受けることができること（入居の申込みをした方に、面接及び介護の内容について調査することがありますのでご承知ください）。

（注）日常生活において常時介護を必要とする方で、居宅においてこれを受けることができない方、又は受けることが困難であると認められる方は申込みできません。

⑤ 市営住宅条例に定める収入基準に適合していること。（12ページ参照）

- 1 申込受付日現在での、申込家族全員の収入金額が収入基準の計算対象となります。
- 2 婚約者で婚姻により退職する方である場合を除き、申込み日現在において収入のある方を、退職予定で無収入とした申込みはできません。

⑥ 市民税・県民税等の滞納がないこと。

- 1 所得の申告がされていること。
- 2 申込み後滞納が発生した場合は、申込資格を失います。

⑦ 市営住宅に係る家賃又は市営住宅の賃貸借契約等から生ずる債務について滞納していないこと。

⑧ 申込者（同居親族を含む）が暴力団員でないこと。

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会します。

⑨ 緊急連絡先の届出が必要となります。 ※やむを得ず届出ができない場合はご相談ください。

2023年（令和5年）4月1日以降に入居される方は、賃貸借契約締結の際に連帯保証人は不要となりましたが、緊急連絡先の届出が必要となります。（なるべく親族の方を届出してください）

定期募集（抽選）※郵送申込も可

8・9ページの定期募集住宅一覧表のうち、募集可能な住宅を募集します。その募集住宅の中から1部屋を選択して申込みし、部屋ごとに公開抽選を行い、優先者を決定します。

募集住宅の部屋ごとに優先者1名と補欠者を2名まで決定し、優先者の失格又は辞退があった場合は繰上げします。なお、補欠者の有効期限は入居指定日から2か月経過までとします。

【募集時期】

第1回（5月）・第2回（9月）・第3回（1月）に定期募集（抽選）を行います。募集住宅の詳細は、各募集時に発行する**定期募集案内に掲載**します。

【申込みにあたって】

●申込資格は、2・3ページをご覧ください。

●次の場合は申込みを無効とし、受付後であっても入居の資格を失います。

- ① 申込資格がないとき（2・3ページ申込資格を参照）。
- ② 正当な理由がなく、入居資格審査を受けなかったとき。
- ③ 受付後、住所や連絡先等の変更があったにもかかわらず、連絡がなかったとき、又は連絡がつかなかったとき。

重複又は虚偽の申込みが判明したときは無効とします。

※1世帯（婚約者との申込みの場合も1世帯とする。）で2部屋以上の申込みをしたとき等。

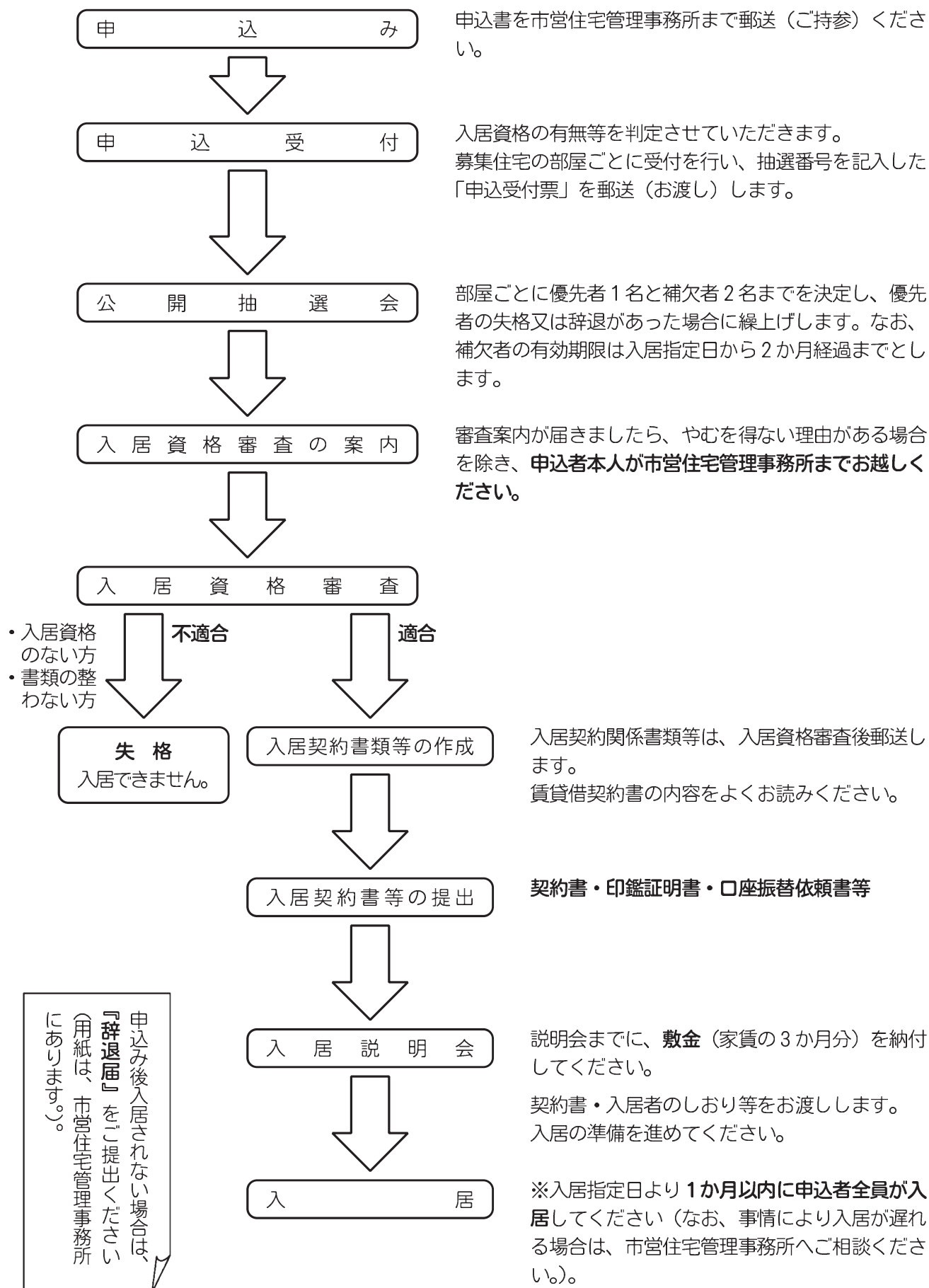
【申込方法】

- ① 募集住宅は各回ごとに発行する別紙募集案内に掲載します。
- ② 定期募集の申込みは、1世帯1部屋です。
- ③ 申込書に必要事項を記入し、申込書の郵送先（1ページ参照）に郵送してください。
（市販の封筒をご利用いただき、送料は申込者をご負担ください。）
- ④ 来庁する場合は、受付場所（1ページ参照）に直接ご持参ください。

【ご注意】

- ① 申込み後の記載内容の変更・訂正はできません。
- ② 入居資格審査では、申込み受付日現在での入居資格の有無を審査しますので、収入等入居資格について、申込み時点と入居資格審査時点で変わる場合には、内容により失格となる場合がありますので注意してください。
- ③ 申込書には**住民票に記載してある住所**を記入してください。後日、市が発送した通知が宛先不明等で返送されても、通知したものとみなします。
- ④ **申込み後住所を変更した場合は、必ず市営住宅管理事務所まで申し出て**ください（市外に転居された場合は申込み資格を失う場合があります。）。
- ⑤ 入居資格の有無等は、**すべての書類を提出していただいてから最終的に判定**します。ご相談や申込書受付の段階では、口頭や一部の書類での確認となるため、最終的な判断ができません。後日、審査書類を提出された際に、相談時と判定が異なる場合もあります。
- ⑥ 申込者のなかった住宅は、**先着順にて常時募集**します。（6ページ参照）

申込みから入居まで



常時募集（先着順）※郵送不可

定期募集で申込みのなかった住宅を先着順で常時募集しています。

募集住宅は、年 3 回の定期募集の抽選日以降に、ウェブサイト及び市営住宅管理事務所にて公表します。受付開始日（年 3 回）等の詳細は、各募集時に発行する定期募集案内に掲載します。

【申込みにあたって】

●申込資格は、2・3 ページをご覧ください。

●次の場合は申込みを無効とし、受付後であっても入居の資格を失います。

- ① 申込資格がないとき（2・3 ページ申込資格を参照）。
- ② 正当な理由がなく、入居資格審査を受けなかったとき。
- ③ 受付後、住所や連絡先等の変更があったにもかかわらず、連絡がなかったとき、又は連絡がつかなかったとき。

重複又は虚偽の申込みが判明したときは無効とします。

※1 世帯（婚姻者との申込みの場合も 1 世帯とする。）で 2 部屋以上申込みをしたとき等。

●申込みの受付

受付開始日は、午前 9 時までに受付場所に来所された方で申込順位を決める抽選を行い、その順位に従って受付します（午前 9 時の相当以前から受付をお待ちの方も、午前 9 時までに来所された方も扱いは公平で順番の優劣はありません。）。

午前 9 時を過ぎて来所された方につきましては、通常の先着順申込みとなります。

【申込方法】

- ① 常時募集の申込みは、1 世帯 1 部屋です。
- ② 申込書に必要事項を記入して、受付場所（1 ページ参照）に直接ご持参ください。
- ③ 令和 8 年 5 月までの申込みは、この案内書の申込書（最終ページ）をご使用ください。

【ご注意】

- ① 申込み後の記載内容の変更・訂正はできません。
- ② 入居資格審査では、申込み受付日現在での入居資格の有無を審査しますので、収入等入居資格について、申込み時点と入居資格審査時点で変わる場合には、内容により失格となる場合がありますので注意してください。
- ③ 申込書には住民票に記載してある住所を記入してください。後日、市が発送した通知が宛先不明等で返送されても、通知したものとみなします。
- ④ 申込み後住所を変更した場合は、必ず市営住宅管理事務所まで申し出てください（市外に転居された場合は申込み資格を失う場合があります。）。
- ⑤ 入居資格の有無等は、すべての書類を提出していただいたから最終的に判定します。ご相談や申込書受付の段階では、口頭や一部の書類での確認となるため、最終的な判断ができません。後日、審査書類を提出された際に、相談時と判定が異なる場合もあります。

申込みから入居まで

申 込 み

申込書を市営住宅管理事務所まで直接ご持参ください。

申 込 受 付

申込書に住宅名・部屋番号を記入して申込みください。
入居資格の有無等を聞き取りにて確認させていただきます。

入 居 資 格 審 査 の 案 内

審査案内が届きましたら、やむを得ない理由がある場合を除き、**申込者本人が市営住宅管理事務所までお越しください。**

入 居 資 格 審 査

- ・入居資格のない方
- ・書類の整わない方

不適合

適合

失 格

入居できません。

入居契約書類等の作成

入居契約関係書類等は、入居資格審査後郵送します。
賃貸借契約書の内容をよくお読みください。

入居契約書等の提出

契約書・印鑑証明書・口座振替依頼書等

入 居 説 明 会

説明会までに、**敷金**（家賃の3か月分）を納付してください。

契約書・入居者のしおり等をお渡しします。
入居の準備を進めてください。

入 居

※入居指定日より**1か月以内に申込者全員が入居**してください（なお、事情により入居が遅れる場合は、市営住宅管理事務所へご相談ください）。

申込み後入居されない場合は、
『辞退届』をご提出ください
（用紙は、市営住宅管理事務所
にあります。）。

定期募集住宅一覧表（抽選）

住宅名	管理戸数	建設年度	所在地	構造	間取り		単身	WC	風呂
花 祇	25	H 9	富士 1 丁目 1 番 1	中耐	3DK	8・6・5.5・DK		水洗	○
松降A	24	S45・46	貴船 1 丁目 5 番 1	中耐	2K	6・4.5・K	○	水洗	
松降B	52	S45・46		中耐	2K	6・6・K	○	水洗	
朝 日	35	S58	朝日 1 丁目 8 番 1	中耐	3DK	6・6・5・DK		水洗	○
河 端	50	S61・62	浅井町河端字柳下 8 番地	中耐	3DK	6・6・6・DK	○	水洗	○
今伊勢	19	S59	今伊勢町新神戸字郷東41番地1	中耐	3DK	6・6・6・DK	○	水洗	○
大山B	64	S40・43	大赤見字大山 7 番地	中耐	2DK	6・6・DK	○	水洗	
時之島A	29	H14・16・18	時之島字古薬師27番地	中耐	3DK	6・7・4・DK		水洗	○
時之島B	52	H14・16・18		中耐	3DK	6・8・5・DK、6・8.5・5.5・DK		水洗	○
春明C	155	S45～47	春明字西砂吹埋70番地	中耐	2DK	6・6・DK	○	水洗	
春明D	30	S53		中耐	3DK	6・6・5・DK	○	水洗	
苅安賀A	65	H 3・5	末広 3 丁目 2 番 1	高耐	3DK	6・6・6・DK		水洗	○
島村A	162	S50～52	島村字西山 3 番地	中耐	3K	6・6・4.5・K	○	水洗	
島村B	40	S63・H1		中耐	3DK	6・6・6・DK	○	水洗	○
天 井	19	S60	萩原町串作字天井301番地	中耐	3DK	6・6・6・DK	○	水洗	○
宝 江	35	S56・57	北方町北方字宝江新田砂越11番地	中耐	3DK	6・6・5・DK		水洗	○
萩原C	24	S42	萩原町萩原字中道84番地	中耐	2DK	6・6・DK	○	水洗	
毛 受	92	S50・51	大和町毛受字北河原24番地 3	中耐	3K	6・6・4.5・K	○	水洗	
大和東	50	S54・55	大和町於保字四之宮84番地 3	中耐	3DK	6・6・5・DK		水洗	○
和 光	50	H 7	和光 2 丁目 8 番34	高耐	3DK	8・6・5・DK、8・6・5.5・DK		水洗	○
東五城	60	S56・57	東五城字若宮34番地	中耐	3DK	6・6・6・DK、6・6・4.5・DK	○	水洗	○
開明A	80	S58～60	開明字東沼75番地	中耐	3DK	6・6・6・DK、6・6・4.5・DK	○	水洗	○
開信A	110	S62～H3	開明字出屋敷45番地	中耐	3DK	6・6・6・DK、6・6・4.5・DK	○	水洗	○
富田A	44	H 5・7	富田字南新田1390番地	中耐	3DK	6・6・6・DK	○	水洗	○
富田B	18	H 9		中耐	3DK	6・6・6・DK	○	水洗	○
玉野A	17	H12	玉野字測ヶ巻51番地	高耐	2DK	6・5.5・DK	○	水洗	○
玉野B	23	H12		高耐	3DK	6・6.5・6・DK		水洗	○
玉野C	24	H22・24	玉野字流漉64番地	中耐	1DK	6・DK	○	水洗	○
玉野D	42	H22・24		中耐	2DK	7.5・5.5・DK	○	水洗	○
玉野E	6	H22・24		中耐	3DK	4・5・6・DK		水洗	○
尾関A	※46	S36～37	浅井町尾関字平山 6 番地 1	簡平	2K	6・4.5・K	○	汲取	
大山A	66	S41・42	大赤見字大山 7 番地	簡 2	2DK	6・4・DK、5.5・4・DK	○	水洗	
春明A	※41	S43	春明字西砂吹埋70番地	簡平	2K	6・4.5・K、4.5・4.5・K	○	汲取	
萩原A	71	S39～41	萩原町萩原字中道84番地	簡平	2K	6・4.5・K	○	汲取	
竹 橋	40	S42	富田字竹橋14番地	簡 2	2DK	6・4・DK、5.5・3・DK	○	汲取	

以下の 2 つの住宅は**改良住宅**（住宅地区改良法に基づいて建設された住宅）です。

大山K	112	S37～39	大赤見字大山 7 番地	中耐	2DK	6・6・DK	○	水洗	
島村K	※90	S48～49	島村字西山 3 番地	中耐	3K	6・4.5・3.5・K	○	水洗	

【構造の説明】 ▽簡平…簡易耐火平屋建 ▽簡 2…簡易耐火 2 階建 ▽中耐…鉄筋コンクリート 3 階建～ 5 階建
 ▽高耐…鉄筋コンクリート 6 階建以上
 ※島村K・尾関A・春明Aの管理戸数は募集対象の戸数を掲載

(単位：円)

				住 宅 家 賃 一 覧 表				裁量階層の方 (12ページ参照)	
ガス	EV	小学校区	中学校区	I	II	III	IV	V	VI
都市	○	富士	南部	27,400	31,600	36,100	40,800	46,600	53,800
都市	○	貴船	北部	8,000・8,200	9,200・9,400	10,600・10,800	11,900・12,200	13,600・13,900	15,800・16,100
都市	○	貴船	北部	9,400・9,600	10,900・11,100	12,400・12,700	14,000・14,300	16,000・16,300	18,500・18,900
都市	○	富士	北部	17,500	20,200	23,100	26,000	29,700	34,300
都市		浅井南	浅井	21,200・21,500	24,500・24,800	28,000・28,400	31,600・32,000	36,100・36,600	41,700・42,300
都市		今伊勢西	今伊勢	20,700	23,900	27,400	30,900	35,300	40,700
都市		西成	西成	8,700～9,300	10,100～10,700	11,500～12,300	13,000～13,800	14,900～15,800	17,200～18,300
都市	○	瀬部	西成	21,200～21,600	24,500～24,900	28,000～28,500	31,600～32,200	36,100～36,800	41,700～42,400
都市	○	瀬部	西成	26,200～26,900	30,200～31,000	34,600～35,500	39,000～40,100	44,500～45,800	51,400～52,800
都市		西成東	西成東部	9,200～9,800	10,600～11,300	12,200～13,000	13,700～14,600	15,700～16,700	18,100～19,300
都市		西成東	西成東部	14,700	16,900	19,400	21,900	25,000	28,800
都市	○	末広	中部	26,100・26,600	30,100・30,700	34,400・35,100	38,800・39,600	44,400・45,200	51,200・52,200
都市		葉栗	葉栗	14,200～15,000	16,400～17,400	18,700～19,900	21,100～22,400	24,100～25,600	27,800～29,600
都市		葉栗	葉栗	21,900・22,300	25,300・25,700	29,000・29,400	32,700・33,100	37,300・37,900	43,100・43,700
都市		萩原	萩原	20,400	23,600	27,000	30,400	34,800	40,100
都市	○	北方	北方	15,400・15,700	17,800・18,100	20,400・20,700	23,000・23,400	26,300・26,700	30,300・30,800
P		萩原	萩原	9,200	10,600	12,200	13,700	15,700	18,100
都市		大和西	大和	14,600・14,800	16,900・17,100	19,300・19,500	21,800・22,000	24,900・25,200	28,700・29,100
都市	○	大和南	大和南	16,900・17,100	19,500・19,800	22,300・22,600	25,100・25,500	28,700・29,200	33,100・33,700
都市	○	富士	北部	25,400・26,700	29,300・30,800	33,500・35,200	37,800・39,700	43,200・45,400	49,900・52,400
都市		起	尾西第一	19,000・19,500	21,900・22,500	25,100・25,700	28,300・29,000	32,400・33,200	37,300・38,300
都市		開明	尾西第三	18,700～20,100	21,600～23,200	24,700～26,500	27,900～29,900	31,900～34,200	36,800～39,500
都市		小信中島	尾西第三	20,200～22,100	23,300～25,500	26,700～29,200	30,100～32,900	34,400～37,600	39,700～43,400
都市		起	尾西第一	22,100・22,300	25,500・25,800	29,200・29,500	32,900・33,300	37,600・38,000	43,400・43,900
都市		起	尾西第一	22,500	26,000	29,700	33,500	38,300	44,200
都市	○	朝日東	尾西第二	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,100
都市	○	朝日東	尾西第二	22,100	25,500	29,200	33,000	37,700	43,500
都市	○	朝日東	尾西第二	13,700・13,900	15,900・16,000	18,200・18,300	20,500・20,700	23,400・23,600	27,000・27,200
都市	○	朝日東	尾西第二	22,400・22,600	25,900・26,100	29,600・29,900	33,400・33,700	38,200・38,500	44,100・44,400
都市	○	朝日東	尾西第二	27,100・27,300	31,300・31,500	35,800・36,100	40,400・40,700	46,100・46,500	53,200・53,700
P		浅井北	浅井	2,900・3,300	3,400・3,800	3,900・4,300	4,400・4,900	5,000・5,600	5,800・6,500
都市		西成	西成	7,700・8,300	8,900・9,600	10,200・11,000	11,500・12,400	13,200・14,200	15,200・16,400
都市		西成東	西成東部	4,600・4,700	5,400・5,500	6,200・6,300	6,900・7,100	7,900・8,100	9,200・9,300
P		萩原	萩原	3,800～4,200	4,400～4,900	5,000～5,600	5,600～6,300	6,500～7,200	7,500～8,400
都市		起	尾西第一	7,600・8,400	8,700・9,700	10,000・11,100	11,300・12,500	12,900・14,300	14,500・15,200

改良住宅は募集の基準・家賃が異なります。(15ページ参照)

(単位：円)

都市		西成	西成	7,600～8,300	8,800～9,600	10,100～11,000	改良住宅に申込みできるのはⅢまでの 所得区分の方だけです
都市		葉栗	葉栗	11,800	13,700	15,600	

1. 住宅家賃は令和7年度の金額です。
3. EVはエレベーターです。

2. ガスのPはプロパン、都市は都市ガスです。
4. 花祇・時之島・富田B・玉野は3点給湯です。

【特定条件のある住宅】

大家族世帯向住宅

(単位：円)

					住 宅 家 賃 一 覧 表				裁量階層の方 (12ページ参照)	
住宅名	管理戸数	建設年度	間 取 り		I	II	III	IV	V	VI
荻安賀B	10	H 3・5	4DK	6・6・6・6・DK	29,900 30,500	34,500 35,200	39,500 40,200	44,600 45,400	50,900 51,900	58,700 59,800
開明B	10	S 58・59	4DK	6・6・6・4.5・DK	23,800 24,200	27,500 27,900	31,400 31,900	35,500 36,000	40,500 41,100	46,800 47,500
開信B	10	S 62・63	4DK	6・6・6・4.5・DK	25,700 26,100	29,700 30,100	33,900 34,400	38,300 38,800	43,700 44,400	50,500 51,200

1. 一般世帯と同じ資格でかつ下記のいずれかに該当すること。

- ① 入居者及び同居親族の中に**60歳以上の方又は障害者の方が含まれている4人以上**の世帯
- ② 入居者及び同居親族が**5人以上**である世帯

(注) 定期募集で申込者のなかった住宅は、先着順にて常時募集します。常時募集時は2人以上の世帯であれば申込みできます。

車椅子対応住宅

入居後に当該世帯として下記入居資格に該当しなくなった場合は、速やかに移転し住宅を明け渡すことが条件となります。

(単位：円)

					住 宅 家 賃 一 覧 表				裁量階層の方 (12ページ参照)	
住宅名	管理戸数	建設年度	間 取 り		I	II	III	IV	V	VI
松降 T	3	S 45	1LDK	6.5・LDK	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,200
毛受 T	2	S 51	2DK	6・6・DK、6・5.5・DK	14,800	17,100	19,500	22,000	25,200	29,100
時之島T2	1	H 16	2DK	6・7・DK	21,400	24,700	28,300	31,900	36,500	42,100
時之島T3	3	H 16	3DK	5・6・8・DK	26,400	30,500	34,900	39,300	44,900	51,900

* **車椅子対応住宅**とは**車椅子利用者向の特別設計**の部屋で、**すべて1階**にあります。

* 下肢の障害等のため**日常的に車椅子を使用**している方がいる世帯（**3DKは单身不可**）

1. 日常的に車椅子を使用している方が次のいずれかに該当すること。

- ① 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5の**2級以上の障害**があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載されているもの
- ② 恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の**第3項症以上の障害**があり、かつ戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第16号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第16号）第4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持しているもの
- ③ 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による市町村の要介護状態区分の認定が**要介護2以上**であるもの

2. 入退去の手続き能力及び当該住宅の管理能力を有するものと認められる者があり、かつ共同生活に著しく支障のない世帯であること。また、単身世帯にあっては、日常生活を営むのに介護が必要で、居室においてその介護が受けられないかまたは受けることが困難であると認められる場合は、申込みできません。

入居に際して

【共益費等】

- 市営住宅では、**家賃以外に次のような費用が必要となります。**
 - ① 水道・電気・ガス等の使用料
 - ② 居住中に破損及び汚損した箇所の修繕費用
 - ③ 畳表の取替・襖の張替等の退去修繕費用
 - ④ エレベーターの設置してある住宅については、その維持管理費用
 - ⑤ 汚物の処理等に関する費用（排水管の清掃費、浄化槽等の清掃・維持管理等費用）
 - ⑥ 共用部に設置されている設備を使用するための費用（階段灯・防犯灯の電気使用料、共用水栓の水道使用料、集会所の維持管理費等）
 - ⑦ 自治会費（町内会費）等に類する費用
 - ⑧ その他必要となる費用

【注意事項】

- ① 市営住宅には、住宅戸数分の入居者専用駐車場はありません。
また、松降住宅・尾関住宅・竹橋団地には入居者専用駐車場はありません。
駐車スペース等の使用については、自治会などで自主的に管理規則等を設け適正な運営に努めておりますので、入居されましたらその定めに従っていただき、**不正駐車等をしないでください。**
 - ② **毎月の家賃は必ず納期限（その月の月末）までに納付してください。家賃を3か月以上滞納されますと、住宅を明け渡していただきます。**
 - ③ **犬・猫などのペット類は、鳴き声や悪臭等のため近隣の入居者の方に迷惑をかけることになりますので、飼育は固くお断りしております（盲導犬等は除きます。）。**
 - ④ 民間アパート等と異なり、市営住宅に入居されますと自治会（町内会）に加入後、各種行事（清掃活動など）への参加が必要となります（自治会費（共益費）の支払いをお願いします。）。
また、自治会の役員（会長、会計等）に選出された場合は、その任を負っていただくことになります。
 - ⑤ 「**収入申告書**」により、**必ず毎年家族全員の収入を申告していただきます。**その収入により、家賃額を決定します（毎年家賃が変わる場合があります。）。「**収入申告書**」を提出されない場合、**近傍同種家賃**（民間並みの家賃）となります。
 - ⑥ 家賃について、収入の少ない方は「**減免制度**」、心身障害者・原爆被爆者・老人世帯・ひとり親世帯の方には「**福祉減額制度**」があります。
 - ⑦ 一定額以上の所得のある方は「**収入超過者**」となり、**住宅を明け渡すよう努力しなければなりません。**
また、近傍同種家賃（民間並みの家賃）になる場合があります。
 - ⑧ 収入超過者よりさらに高額の所得がある方は「**高額所得者**」となり、**住宅の明け渡し義務が発生します。**
- **募集住宅は、既設住宅で建築年数も経過していることから、室内の柱や天井・壁・床等に汚れなどがあり、修繕できかねるところがありますのでご了承ください。**
 - **住宅の居室等に、照明器具、網戸、エアコン、カーテンレール、インターホン等は原則設置されておきませんので、ご承知おきください。**

入居収入基準

【収入の基準】

申込資格の収入基準は「所得月額」によって判定します。ただし、申込家族の中で収入のある方が一人で、その収入が給与所得又は事業所得等であり、特別控除（右ページ表3参照）に該当する方がいない場合は、「所得月額」の計算をすることなく、14・15ページの収入基準早見表により申込資格の有無及び所得月額区分が判定できます。

区 分	原則階層		裁量階層	
市営住宅申込可能階層	所得月額	158,000円以下	所得月額	214,000円以下
改良住宅申込可能階層	所得月額	114,000円以下	所得月額	139,000円以下

【裁量階層について】

- ・下記条件に該当する世帯の方は、所得月額が214,000円以下であれば市営住宅に、同じく139,000円以下であれば改良住宅に申込み可能です。

① 高齢者世帯

申込日現在60歳以上の方であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方である場合

② 心身障害者世帯

申込者又は同居家族に中度（B・3度）以上の知的障害、2級以上の精神障害、4級以上の身体障害のある方、又は恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表の3の第1款症の障害がある戦傷病者のいる世帯

③ 子育て世帯

小学校就学の始期に達するまでの子と同居しようとする世帯

ただし、入居資格審査前に就学された場合は、裁量階層での入居資格がなくなります。

④ 原爆被爆者世帯

申込者又は同居家族に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯

⑤ ハンセン病療養所入所等世帯

申込者又は同居家族に平成8年3月31日までに国立ハンセン病療養所又は私立ハンセン病療養所に入所していた方のいる世帯

⑥ 引揚者世帯

申込者又は同居家族に海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方のいる世帯（引揚証明書の交付を受けている方）

【所得月額の算出のしかた】

家賃は所得月額に応じて決定します。この所得月額とは、国の定めた決まりに基づいて算出したもので、「税込み収入」や「手取り額」とは異なります。以下の算式で計算してください。

- (1) 申込家族全員の総所得金額が所得計算の対象になります。
- (2) 各々の総所得金額から個別の特別控除額を控除し合算します。
- (3) 合算した金額から一般控除額及びその他の特別控除額を控除した後12で除し、所得月額を算出し、所得区分を確認する。
- (4) 所得区分に応じて家賃が決定されます。

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|}
 \hline
 \begin{array}{c} \text{年間総所得金額} \\ \text{給与所得者の方は} \\ \text{表1により算出した金額} \\ \text{※注1 所得金額} \\ \text{調整控除} \end{array} & - & \begin{array}{c} \text{基礎控除} \\ \text{振替分} \\ \text{※注2} \\ \text{10万円} \end{array} & - & \begin{array}{c} \text{個別の} \\ \text{特別控除} \\ \text{ひとり親 35万円} \\ \text{寡婦 27万円} \\ \text{※注3} \end{array} & - & \begin{array}{c} \text{一般控除} \\ 38万円 \\ \times \\ \text{同居親族数} \\ \text{又は} \\ \text{扶養親族数} \end{array} & + & \begin{array}{c} \text{その他の特別控除} \\ \text{障害者 27万円} \\ \text{特別障害者 40万円} \\ \text{65歳以上の寡婦の扶養親族 25万円} \\ \text{老人扶養親族 10万円} \\ \text{各々} \times \text{対象者数} \end{array} & \div 12 \\
 \hline
 \end{array}$$

収入のある方が2人以上いる場合には、上記の算式で各々計算し（マイナスの時は0とする）出た金額を合算した金額

※注1 給与所得と年金所得の双方を有する場合、租税特別措置法により、所得金額調整控除として最大10万円控除となります。

※注2 個人事業主（自営業者等）の方は上記算式の基礎控除振替分はありません。 ※注3 ひとり親と寡婦の併用はできません。

= 所得月額

右の表であてはまる
ところが所得区分です

所得区分	所得月額	所得区分	所得月額
I	0円～104,000円	IV	139,001円～158,000円
II	104,001円～123,000円	V※	158,001円～186,000円
III	123,001円～139,000円	VI※	186,001円～214,000円

※V・VI区分の方は一定の条件が必要となります（上記「裁量階層について」参照）。

【年間総所得金額算出のしかた】

表1 公的年金以外の場合

総収入金額	総所得金額	総収入金額	総所得金額
1円～ 550,999円	0円	1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
551,000円～1,618,999円	総収入金額－550,000円	1,628,000円～1,799,999円	(注) ア×0.6＋100,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	1,800,000円～3,599,999円	(注) ア×0.7－80,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	3,600,000円～6,599,999円	(注) ア×0.8－440,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	6,600,000円～8,499,999円	総収入金額×0.9－1,100,000円
		8,500,000円～	総収入金額－1,950,000円

(注) アの計算式 … 年間総収入額÷4,000＝A (小数点以下切捨) A×4,000＝ア

(例) 1,723,666円 (年間総収入額) ÷4,000＝430.9165 → 430×4,000＝1,720,000円 (ア)

切り捨てる

表2 公的年金の場合

65歳未満の方		65歳以上の方	
総収入金額	総所得金額	総収入金額	総所得金額
130万円未満	公的年金収入－60万円	330万円未満	公的年金収入－110万円
130万円以上410万円未満	公的年金収入×0.75－27.5万円	330万円以上410万円未満	公的年金収入×0.75－27.5万円
410万円以上770万円未満	公的年金収入×0.85－68.5万円	410万円以上770万円未満	公的年金収入×0.85－68.5万円

・家賃は収入に応じて決定されます。毎年変わる場合もありますのでご承知おきください。

・収入基準は公営住宅法が改正されると変更になります。

表3 収入計算で控除する金額

区分	控除項目	控除対象者			控除額
一般控除	同居親族控除	申込家族のうち申込者以外の方			1人につき 38万円
	扶養親族控除	申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方			
個別の特別控除	ひとり親控除	・離婚した後、婚姻していないか、配偶者と死別したのち婚姻していない者で生計を一にする子(注)を有し、合計所得金額が500万円以下の方 ・配偶者の生死が不明又は、婚姻によらないで母（父）になった女子（男子）で、その者と生計を一にする子(注)を有し、合計所得金額が500万円以下の方			その人の所得から 35万円
	寡婦控除	・夫と離婚したのち婚姻していない方で子以外の扶養親族を有し合計所得が500万円以下の方 ・夫と死別したのち婚姻していないか、夫の生死が不明の方で合計所得金額が500万円以下の方			その人の所得から 27万円
その他の特別控除	障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で心身障害者であり、手帳等を交付されている方	身体障害者手帳	3～6級	1人につき 27万円
			精神障害者保健福祉手帳	2・3級	
			愛護手帳	3・4度	
			療育手帳	B・C	
			戦傷病者手帳	第4項症～第4目症	
	特別障害者控除	申込者又は一般控除対象者の中で重度の心身障害者であり、手帳等を交付されている方	身体障害者手帳	1・2級	1人につき 40万円
			精神障害者保健福祉手帳	1級	
			愛護手帳	1・2度	
			療育手帳	A	
			戦傷病者手帳	特別項症～第3項症	
			被爆者健康手帳所持者のうち、厚生労働大臣の認定患者		
	16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方（控除対象配偶者は除く。）			1人につき 25万円
	老人扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢70歳以上の方で、収入のある方の扶養親族と認められている方			1人につき 10万円

(注) この場合の子は、その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっていない人に限られます。

収入基準早見表

申込資格の収入基準は「所得月額」（12ページ参照）によって判定します。

ただし、申込家族の中で収入のある方が1人で、その収入が給与所得又は事業所得等であり、特別控除（13ページ表3参照）に該当する方がいない場合は、「所得月額」の計算をすることなく、下記の収入基準早見表により申込資格の有無及び所得月額区分が判定できます。

表4 年間総収入金額でみる収入基準早見表（給与所得者の場合）

給与所得者の方が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

年 間 総 収 入 金 額	区 分	同居・扶養親族 所得月額	0人	1人	2人	3人	4人	5人
			(単身者)	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族
	I	104,000円以下	2,043,999円 以下	2,583,999円 以下	3,127,999円 以下	3,663,999円 以下	4,135,999円 以下	4,611,999円 以下
	II	104,000円超え	2,044,000円	2,584,000円	3,128,000円	3,664,000円	4,136,000円	4,612,000円
		123,000円以下	2,367,999円	2,911,999円	3,451,999円	3,947,999円	4,423,999円	4,895,999円
	III	123,000円超え	2,368,000円	2,912,000円	3,452,000円	3,948,000円	4,424,000円	4,896,000円
		139,000円以下	2,643,999円	3,183,999円	3,711,999円	4,187,999円	4,663,999円	5,135,999円
	IV	139,000円超え	2,644,000円	3,184,000円	3,712,000円	4,188,000円	4,664,000円	5,136,000円
		158,000円以下	2,967,999円	3,511,999円	3,995,999円	4,471,999円	4,947,999円	5,423,999円
	↑ 上記以下の収入の方は、原則階層で住宅の申込資格があります。							
↓ 下記以上の収入の方は、裁量階層（12ページ）の条件を満たした方のみ申込資格があります。								
V	158,000円超え	2,968,000円	3,512,000円	3,996,000円	4,472,000円	4,948,000円	5,424,000円	
	186,000円以下	3,447,999円	3,943,999円	4,415,999円	4,891,999円	5,367,999円	5,843,999円	
VI	186,000円超え	3,448,000円	3,944,000円	4,416,000円	4,892,000円	5,368,000円	5,844,000円	
	214,000円以下	3,887,999円	4,363,999円	4,835,999円	5,311,999円	5,787,999円	6,263,999円	

※ 特別控除がある方は、総所得金額の合計から控除額を引いた額が12ページの所得月額の範囲内であること。

表5 年間総所得金額でみる収入基準早見表（自営業者等の場合）

事業所得者の方が1人で、特別控除対象者がいない場合の早見表です。

年間 総 所得 金 額	区 分	同居・扶養親族 所得月額	0人	1人	2人	3人	4人	5人
			(単身者)	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族	6人家族
	I	104,000円以下	1,248,000円 以下	1,628,000円 以下	2,008,000円 以下	2,388,000円 以下	2,768,000円 以下	3,148,000円 以下
	II	104,000円超え	1,248,001円	1,628,001円	2,008,001円	2,388,001円	2,768,001円	3,148,001円
		123,000円以下	1,476,000円	1,856,000円	2,236,000円	2,616,000円	2,996,000円	3,376,000円
	III	123,000円超え	1,476,001円	1,856,001円	2,236,001円	2,616,001円	2,996,001円	3,376,001円
		139,000円以下	1,668,000円	2,048,000円	2,428,000円	2,808,000円	3,188,000円	3,568,000円
	IV	139,000円超え	1,668,001円	2,048,001円	2,428,001円	2,808,001円	3,188,001円	3,568,001円
		158,000円以下	1,896,000円	2,276,000円	2,656,000円	3,036,000円	3,416,000円	3,796,000円
	↑ 上記以下の方は、原則階層で住宅の申込資格があります。							
↓ 下記以上の方は、裁量階層（12ページ）の条件を満たした方のみ申込資格があります。								
V	158,000円超え	1,896,001円	2,276,001円	2,656,001円	3,036,001円	3,416,001円	3,796,001円	
	186,000円以下	2,232,000円	2,612,000円	2,992,000円	3,372,000円	3,752,000円	4,132,000円	
VI	186,000円超え	2,232,001円	2,612,001円	2,992,001円	3,372,001円	3,752,001円	4,132,001円	
	214,000円以下	2,568,000円	2,948,000円	3,328,000円	3,708,000円	4,088,000円	4,468,000円	

表6 改良住宅（大山K・島村K）を申し込まれる方は下のようになります。

《給与所得者が1人で特別控除がなく、総収入金額で確認する場合》（公的年金は除く。）

同居・扶養親族数		0人(単身者)	1人(2人家族)	2人(3人家族)	3人(4人家族)	4人(5人家族)	5人(6人家族)
下限	所得月額 0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
上限	所得月額 114,000円	2,211,999円	2,755,999円	3,299,999円	3,811,999円	4,287,999円	4,763,999円

下の範囲内の方は、裁量階層（12ページ）の条件を満たした方のみ申込資格があります。

下限	所得月額 114,001円	2,212,000円	2,756,000円	3,300,000円	3,812,000円	4,288,000円	4,764,000円
上限	所得月額 139,000円	2,643,999円	3,183,999円	3,711,999円	4,187,999円	4,663,999円	5,135,999円

《総所得金額で確認する方で、特別控除がない場合》

〈所得者が2人の場合は、総所得金額の合計が下表の範囲内であること〉

同居・扶養親族数		0人(単身者)	1人(2人家族)	2人(3人家族)	3人(4人家族)	4人(5人家族)	5人(6人家族)
下限	所得月額 0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
上限	所得月額 114,000円	1,368,000円	1,748,000円	2,128,000円	2,508,000円	2,888,000円	3,268,000円

下の範囲内の方は、裁量階層（12ページ）の条件を満たした方のみ申込資格があります。

下限	所得月額 114,001円	1,368,001円	1,748,001円	2,128,001円	2,508,001円	2,888,001円	3,268,001円
上限	所得月額 139,000円	1,668,000円	2,048,000円	2,428,000円	2,808,000円	3,188,000円	3,568,000円

入居資格審査に必要な書類 ※資格審査時に別途、提出を依頼します。 (マイナンバーの提出により一部省略できます。)

● 公的書類（戸籍謄本・納税証明書など）は、発行から3ヶ月以内の原本を提出してください。

① 収入を証明する書類（17ページの区分表をご覧ください。）

17ページ区分表により該当する書類をすべて各1部提出してください。

- ◎ 婚約者の方で現在収入のある方でも、入居指定日までに退職することを条件に申込みされた方は、『退職予定証明書』を提出してください。
- ◎ 婚約者の方を除き、申込受付日現在で収入のある方を、退職予定での無職無収入とすることはできません。

② 無職を証明する書類

申込家族のうち、収入のない方については、無職を証明する書類が必要です。

- ◎ 最近退職された方は、離職票のコピー・退職証明書・雇用保険受給者証のコピー等を提出してください。
- ◎ 個人事業主の方は廃業届の控（税務署の受領印があるもの）を提出してください。

③ 市民税県民税の納税証明書

- ◎ 非課税の方は、所得非課税証明書

④ 世帯全員の住民票の写し

世帯主・続柄・筆頭者氏名が記載された、現在の同居家族全員（入居する家族の中で別世帯になっている方も同様）のものを提出してください。

- ◎ 住民票の写しを申請する際には、必ず「省略されていないもの」を申請してください。

⑤ 賃貸アパートや借家等に居住していることを証明する書類

- ◎ 賃貸借契約書のコピー又は家賃の支払済証明書、家主の証明等
- ◎ 親族等の持ち家に居住されている方は、固定資産税課税明細書（納税通知書に添付されているもの）のコピー、固定資産税評価証明書又は建物の所有者の利権関係のわかる登記事項証明書等

⑥ 次に該当する方は戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

- ◎ 単身で申し込まれた方
- ◎ 両親が死亡し、兄弟姉妹で申し込まれた方
- ◎ ひとり親世帯で申し込まれた方
- ◎ 内縁関係等で申し込まれた方
- ◎ 別居中の親（子）世帯等と同居予定で申し込まれた方
- ◎ 配偶者が無いことの証明が必要な方

⑦ 単身で申し込まれた方は下記の書類

- ◎ 健常者の方は、「単身入居申立書」
- ◎ 常時介護を受ける方は、「単身入居の入居者資格認定のための申立書」及び介護保険の被保険者証のコピー

⑧ 外国籍の方で配偶者のいない方について（日本語への翻訳文を添付してください。）

- ◎ 未婚の場合は、独身証明書・未婚または現在配偶者が無いことの公的証明書・領事館、大使館の証明書のいずれか
- ◎ 離婚の場合は、離婚の注釈が記載されている証明書または現在配偶者が無いことの公的証明書・領事館、大使館の証明書のいずれか

⑨ その他

- ◎ 別居中の親（子）世帯と同居する申込みの方は、同時入居の誓約書
- ◎ 心身障害者の方は、障害を証明する手帳のコピー等
- ◎ 原子爆弾被爆者の方は、県保健所長等の証明書等
- ◎ 戦傷病者の方は、戦傷病者手帳のコピー
- ◎ 中国残留邦人等の方は、支援費受給証明書
- ◎ 引揚者の方は、海外から引揚げ後5年を経過していない旨の都道府県援護事務主管（部）課長の依頼書
- ◎ 持家処分により申込みされた方は、不動産の売却が確認できるもの等
- ◎ 国立ハンセン病療養所等の長（廃止された私立のハンセン病療養所に入所していた方にあっては厚生労働省健康局疾病対策課長）の証明書
- ◎ DV被害者の方は、愛知県女性相談支援センター長か愛知県内の母子生活支援施設長の証明又は地方裁判所の保護命令（接近禁止・住居からの退去）発効通知等

入居資格審査 ※提出いただいた書類については、返却しませんのでご了承ください。

- 入居資格審査には、申込者本人が市営住宅管理事務所までお越しください。
- 書類審査の結果、不明な点がある場合、上記以外にも書類を提出していただきます。また、申込内容を確認するため、実態調査をすることがありますので、ご承知おきください。

資格喪失

- 次の方は、受付後であっても入居の資格を失います。

- ① 申込資格がないことが判明した方
- ② 重複申込み又は虚偽の申込みをしたことが判明した方
- ③ 同居親族の変更（出生・死亡の場合を除く。）や婚約者の変更があった方。また、同居家族の死亡により、単身となった方（死亡等により単身になった方が、単身入居の申込資格がある場合は除く。）
- ④ 住所や連絡場所等の変更があっても連絡のなかった方
- ⑤ 指定された期日までに、敷金の納付及び賃貸借契約書等の作成をされない方
- ⑥ 正当な理由がなく、事前に連絡せずに入居説明会を欠席された方
- ⑦ 指定された期日までに、必要書類を提出されない方
- ⑧ 申込者及び同居者が暴力団員又は暴力団関係者と判明した方
- ⑨ 申込み時に離婚調停中で、入居資格審査までに離婚が成立しなかった方

《収入を証明する書類》

◎就職時期等により提出していただく書類が違いますので、ご注意ください。

○印及び●印の書類を全て提出していただき、●印の書類により収入基準の審査をします。

申込者区分	収入を証明する書類 現在の状況	入居資格審査月	注1	注2	注3	月別明細書	年金受給証明書等	扶養を証明する書類	退職証明書類	開業届の控
			市区町村税発証明書の書	源泉徴収票(前年分)	給与支給証明書の控					
給与所得者	㊦ 前年1月1日以前から引き続き同一の職場で勤務している方	1～5月	○	●						
		6～12月	●							
	㊧ 前年1月2日以降に就職し申込時までに1年以上経過の方	1～12月	○		●					
	㊨ 前年1月2日以降に就職し申込時までに勤務月数1年未満の方	1～12月	○		●				○	
自営業者	㊩ 最近まで主たる収入者の扶養になっており、最近就職した方	1～12月			●			○		
	㊪ 前年1月1日以前から引き続き営業している方	1～5月	○		●	●				
		6～12月	●							
	㊫ 前年1月2日以降に開業し申込時までに1年以上経過の方	1～12月	○			●				○
その他	㊬ 前年1月2日以降に開業し申込時までの営業日数1年未満の方	1～12月	○			●			○	○
	㊭ 最近まで主たる収入者の扶養になっており最近開業した方	1～12月	○			●		○		○
	㊮ 年金受給者	1～5月	○	●			○			
		6～12月	●							
その他	㊯ 失業中の方	1～12月	●雇用保険受給資格者証のコピー・退職証明書・離職票のコピー等							

※入居資格審査月で、提出していただく書類が異なる場合があります。

● 備 考

(注1) 所得課税証明書…市区町村の税務担当課において、**総収入金額及び扶養家族の有無等を確認できる証明**を受けてください。

(注2) 給与支給証明書 ㊧の場合…現在の勤務先で、入居資格審査の前月から過去1年間分の**支給証明**を受けてください(残業手当・賞与等を含む)。

㊨㊩の場合…現在の勤務先で、**就職した月から入居資格審査の前月までの支給証明**を受けてください(賞与の予定分は含みません)。

(注3) 月別明細書 ㊫の場合…入居資格審査の前月から過去1年間分の**所得**を記入してください。

㊬㊭の場合…**営業開始をした月から入居資格審査の前月までの所得**を記入してください。

《収入基準の計算対象とならないもの》

生活保護の扶助料、雇用保険給付金、傷病手当給付金、休業補償金、労災保険給付金、仕送り、奨学金、給与所得者の一定額までの通勤手当、遺族年金、障害年金、老齢福祉年金などの課税されない所得は、収入基準の計算対象とはなりません。

市営住宅リスト表

番号	住 宅 名	住 所
〔1〕	花 祇 住 宅	富士1丁目1-1
〔2〕	松 降 住 宅	貴船1丁目5-1
〔3〕	朝 日 住 宅	朝日1丁目8-1
〔4〕	尾 関 住 宅	浅井町尾関字平山16-1
〔5〕	河 端 住 宅	浅井町河端字柳下8
〔6〕	今伊勢住宅	今伊勢町新神戸字郷東41-1
〔7〕	大 山 住 宅	大赤見字大山7
〔8〕	時之島住宅	時之島字古薬師27
〔9〕	春 明 住 宅	春明字西砂吹埋70
〔10〕	苺安賀住宅	末広3丁目2-1
〔11〕	島 村 住 宅	島村字西山3
〔12〕	天 井 住 宅	萩原町串作字天井301
〔13〕	宝 江 住 宅	北方町北方字宝江新田砂越11
〔14〕	萩 原 住 宅	萩原町萩原字中道84
〔15〕	毛 受 住 宅	大和町毛受字北河原24-3
〔16〕	大和東住宅	大和町於保字四之宮84-3
〔17〕	和 光 住 宅	和光2丁目8-34
〔18〕	竹 橋 団 地	富田字竹橋14
〔19〕	東五城団地	東五城字若宮34
〔20〕	開 明 団 地	開明字東沼75
〔21〕	開 信 団 地	開明字出屋敷45
〔22〕	富 田 団 地	富田字南新田1390
〔23〕	玉 野 団 地	玉野字淵ヶ巻51・玉野字流渡64

